

テレビニュースに表象される女性被害者 ～内容分析による男性被害者との比較研究～

小林直美

論文の内容の要旨

(1) 本論文の目的

日本のジャーナリズムにおいて、女性被害者の「報道被害」が問題視され始めたのは1980年代であった。1997年に起きたいわゆる「東電OL殺人事件」(東電女性社員殺人事件)は、殺害された被害者が一流企業のエリート会社員という側面と、プライベートにおいては売春を行っていたという事実が社会の注目を集めた事件である。この女性被害者の二面性が、マスメディアによる事件の原因解明の一方で、犯人逮捕に必要なない被害者のプライバシーに関わる情報を氾濫させた。このようなプライバシー侵害報道によって、亡くなった被害者とその遺族は「報道被害」という二次被害を受けることになった。

現在、犯罪被害者やその遺族等を含む国民全体の個人情報の保護を求める考えと、国民の知る権利と報道の自由を重視する考えとの両方がジャーナリズムに求められている。また、裁判員制度実施(2009年)に伴い事件・事故報道の適切性はその重要性を一層増してきた。しかし、女性被害者の「報道被害」は改善の努力はありながらなお続いている。

繰り返される女性被害者の報道被害を解明するために、本論文の目的は3つある。第一にジャーナリズム、およびジェンダーの視点からテレビニュースにおける女性被害者報道の特徴と問題点を明らかにする。第二に、女性被害者報道の報道様式の解明を行う。第三に、女性被害者の報道被害防止と救済について考察する。

(2) 本論文の研究方法及び構成

上記の目的を達成するために、3つの調査を行った。すなわち文献研究、テレビニュースの内容分析、テレビ番組制作者等へのインタビュー調査である。

まず、1章では文献研究によってジャーナリズムの理論および報道の現状、2章では女性被害者の報道被害例やジェンダー研究をふまえ、2つの仮説を設けた。第一の仮説は、テレビの送り手側に、ニュース制作・放送の各過程において、ジェンダーに配慮した報道ができていく産業構造、ニュース文化が存在する。第二に、テレビジャーナリズムは、女性被害者を被害内容と被害者のジェンダーによってカテゴライズする報道パターンがある。

この仮説を検証するために、以下の研究課題(リサーチ・クエスチョン, RQ)を立てた。すなわち RQ1: NHK と民放の被害者報道量、RQ2: 被害者報道の情報源、RQ3: 女性被害者と男性被害者の報道量、RQ4: 報道される犯罪の種類と被害者の性別、RQ5: 女性被害者と男性被害者の報道様式、である。

3章および4章では、これらの研究課題を考察するためにテレビニュースの量的・質的内

容分析を行った。各課題に対応する調査結果から仮説を検証し、女性被害者報道の特徴、問題点、報道様式、機能を明らかにする。5章および6章では、仮説の検証結果をふまえ、文献研究を中心に女性被害者の報道被害救済と、報道被害を防止するジェンダー・センシティブな女性被害者報道について考察する。

(3) 分析対象番組と測定方法

5つの研究課題を調べるために、本研究ではNHKの『ニュースウオッチ9』、TBSの『筑紫哲也NEWS23』、テレビ朝日の『報道ステーション』の3番組を分析対象とした。これらの男性および女性被害者報道の量的・質的内容分析を2007年10月1日(月)～2008年2月29日(金)の計20週間、99日行った。量的分析はニュースの長さや被害者の属性等の項目を計測した。質的分析は原則として男性および女性被害者が同じような犯罪に遭い、2～3番組が取り上げている事件を対象とし、映像表現、テロップ、音の演出、登場人物の語り等から分析した。さらに先行研究と量的分析結果をもとに、3つのタイプ別質的分析を行った。すなわち、被害者報道を必要最低限の情報で構成された①客観報道型。被害者を事件の主人公とする②ヒーロー／ヒロイン型。女性(加害者／被害者)が悪女として報じられる③悪女型である。

さらにキー局に所属する報道職経験者やテレビ番組制作者に対するインタビュー調査を行った。インタビューで得られた知見もふまえ研究課題について調べ、それらの結果から仮説を検証し、女性被害者報道の様式、特徴、問題点、機能について解明する。

(4) 本論文の知見

第一の仮説検証のため第3章および4章で行った量的・質的内容分析により、女性被害者報道の特徴が以下のとおり明らかとなった。

①被害者報道の全体傾向

量的内容分析により、一般的被害者報道が明らかとなった。被害者報道は3番組平均で1日に1.8本報道され、1日のニュースに占める割合は本数、報道時間双方で1割(10.0%)であった。もっともよく報じられるのは捜査段階の身体的犯罪で、事件を知るきっかけとなった情報源は平均で「官公庁等」に89.5%依拠していた。

量的・質的分析結果より、一般的な被害者報道の提示様式はニュース冒頭で「女性」「キャスター」が事件の概要を述べ、「男性」「ナレーター」が映像に合わせてニュース本編の原稿を読み、それに併せて編集された業務用VTRで撮影された映像が流され、関係者や識者のインタビューが入る。民放はそれらに音の演出を使用する。そして事件についての論評や評論、対話がキャスターやコメンテーターによって加えられ終わる傾向が判明した。

質的分析より事件報道時に使用される映像は、サイトマーカー(警察による事件の現場検証映像、その他事件に関係する建物外観)、当事者映像(容疑者／被害者等)、インタビュー・会見映像、セレモニー映像などの要素で構成されていた。これらのコード化された映像を組

み合わせることによって被害者報道は作られていた。

また、ニュースの報道時間が長くなればなるほど、ドラマのようなストーリー展開となり、インタビュー内容は被害者の人柄、事件に対する驚き、悲しみ、犯人憎しの発言や涙を取り上げる傾向が明らかとなった。

②被害状況と性別：「RQ3：女性被害者と男性被害者の報道量」

次に女性被害者報道の特徴、報道様式が男性被害者報道とどのように異なるか調べた結果、「男性」および「女性」被害者報道量について違いが認められた。3番組の「男性」「女性」被害者の報道量を平均してみると、「女性」被害者は、「男性」被害者の1.5倍報道されていることが明らかとなった。すべての犯罪において女性被害者が男性被害者よりも多く取り上げられていたが、特に性別、性的犯罪、年齢、氏名、死亡、顔映像のプライバシーに関わる情報は女性被害者が多く取り上げられていた（表3-15）。また女性被害者の事件は繰り返し報道される傾向が明らかとなった。つまり、女性被害者はプライバシーと結びつけて報道されやすく、報道の娯楽化との関連が示唆された。

表3-15 女性被害者報道3番組平均と男性被害者報道との比較

性別	女性被害者は1.5倍
性的犯罪	女性被害者のみ報道
氏名あり	女性被害者は1.6倍
年齢あり	女性被害者は1.7倍
顔映像あり	女性被害者は1.2倍
死亡	女性被害者は1.4倍

上記の分析をふまえ、犯罪の認知件数を1とした場合、テレビニュースに取り上げられた割合を被害者の性別にみてみたところ、すべての犯罪類型において女性は認知件数より大きく報じられていることが明らかとなった。実際の認知件数では、男女双方の被害者（男性248名、女性9,357名）が存在する（警察庁2009）が、テレビニュースでは「性的犯罪」は女性被害者のみ報道され、男性の性的犯罪被害者は皆無であった。こうしてテレビニュースが報じる女性犯罪被害者は犯罪の態様と犯罪の認知件数とは乖離し大きく報じられていることが明らかとなった。

この乖離は、犯罪被害の認知件数の中の、特定の出来事がテレビニュースへと変換される過程で生じると考えられる。それらに密接に関連するのがニュース・バリューとメディア特性である。1点目のニュース・バリューは出来事を選択・取材・編集、ニュースの重要度を比較する際に働く人々や組織の価値観を示す。つまり、被害者報道におけるニュース・バリューは、社会全体の犯罪被害からある基準に沿った取捨選択をするフィルターとして機能する。2点目は、テレビが「画」を重視するメディアであるため、事件を象徴する映像や、同情するような映像、衝撃的映像を取り上げやすいと思われる。

表 3-14 犯罪の認知件数を 1 とした場合のテレビニュース出現率

	テレビニュース(男)	テレビニュース(女)
身体的犯罪	0.7	1.6
性的犯罪	0	1.0
経済的犯罪	0.9	1.2
その他	0.8	1.6

(出所) 平成 20 年度罪種別被害者の年齢・性別認知件数 (危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷を除く) (警察庁 2009) をもとに筆者が作成

上述より、第一の仮説「テレビの送り手側に、ニュース制作・放送の各過程において、ジェンダーに配慮した報道ができにくい産業構造、ニュース文化が存在する」は、以下の理由で存在する。ニュース制作の過程において、身体的犯罪の捜査段階にある女性被害者のニュースを多く取り上げ、女性の「性」と「プライバシー」を結び付ける報道をしており、ニュースの娯楽化傾向が明らかとなった。女性のニュース・バリューが高いこと背景として、1 章および 2 章で確認された (報道部門に女性記者／制作者が少ないことによる) 男性中心のジャーナリズムと、日本のジャーナリズムで慣習化している長時間労働、発表モノが多いことに起因する画一的取材・報道が考えられる。

上記により第一の仮説は立証された。

次に、第二の仮説検証のために女性被害者の報道様式について調査した結果、被害者の性別によって報道される犯罪の種類に違いがあること、男性／女性被害者では報道様式が異なることが以下の通り明らかとなった。

③ 「RQ4 : 報道される犯罪の種類と被害者の性別」

性別によって報道の異なる点は、「性的犯罪」の報道が女性のみで、調査期間中に男性被害者は全く報じられなかったことである。また、「死亡」している女性被害者は男性被害者と比較すると、1.4 倍報道されていた。以上から、テレビニュースは女性被害者の報道量が多く、性別によって報道される被害内容が異なることが明らかになった。

④ 「RQ5 : 女性被害者と男性被害者の報道様式」

女性被害者の報道様式について質的に調査した結果、男性被害者と異なっていたのは「ヒーロー／ヒロイン型」において死亡した女性被害者の顔映像は繰り返し大きく、アップにしていた。悲劇のヒロインとして何度も繰り返し取り上げられた被害者の顔映像は、事件を象徴するシンボル映像となる。一方、女性容疑者に報道の焦点が当てられている場合に死亡した男性被害者は、女性容疑者映像と比較すると少なかった (「替え玉殺人」)。

女性被害者を表すステレオタイプの言語・映像については、「悪女型」の母性神話や性規範から逸脱した女性加害者（「秋田連続児童殺害事件」「替え玉殺人」）／被害者報道で、母親の責任を問うニュース内容についてみられた。

女性強調については、「女性店長」（「女性店長殺害事件」）についてのみ認められた。この他の女性の職業表記はすべて中立表記で、改善されていると思われる。女性の従属表現については一部認められたが、一概に女性が従属的に表現されているとはいえない。一方、女性が家族の中で筆頭表記される事例（「東京一家4人殺傷事件」）があった。ひとり親家庭の増加やジェンダー・バイアス表現への配慮によって、従来の男性を筆頭表記するスタイルから変化しているとも考えられる。

また先行研究で指摘された女性被害者の過失を問う報道、容姿に言及される、は本調査期間の報道では認められなかった。

以上、質的分析結果から、テレビニュースは“かわいそうな女性被害者”をニュース原稿、コード化された映像、音声、インタビューやキャスターやコメンテーターの発言によって構築する。ただし、主流メディアが提示する社会規範から逸脱した場合は、加害者／被害者双方とも“悪女”として表象することが明らかとなった。

上述より、第二の仮説「テレビジャーナリズムは、女性被害者を被害内容と被害者のジェンダーによってカテゴライズする報道パターンが存在する」は立証された。また2つの仮説の検証を通じテレビニュースが表象する女性被害者には、女性の「性」とプライバシーを結びつけ報道する点において、女性を報道の客体とするジェンダー観があり、ジェンダー・バイアスがいまだ残っているといえよう。

前述してきたように、テレビニュースで描かれる女性被害者には様々な特徴と問題点が見出された。それらからテレビニュースにおける女性被害者は以下3つ機能を果たしていると考えられる。

身体的犯罪の捜査段階の報道が多い女性被害者報道は、テレビ画面の前で犯人捜しをする視聴者を生み出す①「サスペンスドラマ機能」がある。犯人探しの手掛かりとして男性より多く取り上げられる女性被害者のプライバシーと被害内容が結びつけられ、ストーリーが展開していく。そして女性被害者報道のインタビューは被害者の人柄、夢や希望、事件に対する驚き・悲しみ・犯人憎しの発言や涙を取り上げ、事件の凶悪さ、深刻さを表し、視聴者の同情を得やすいため、受け手の感情を喚起しやすい。ゆえに②感情増幅機能を有している。また S.ホール (Hall 1980:128-138) の「エンコーディング」と「デコーディング」を行う「記号論モデル」にもとづき、テレビニュースは記者や制作者の価値観により女性被害者を多く取り上げ、「支配的コード(dominant code)」を社会に流布する③支配的コード付与機能がある。この「支配的コード」には支配的権力、つまり主流メディアの送り手に都合のよい「優先的意味付け (preferred meaning)」をし、女性被害者にまつわる社会規範やジェンダー秩序を付与する。この「支配的コード」には、女性は報道される客体である、という記者

や制作者のジェンダー・バイアスがある。

このように、ニュースの選択と表現において“歪んだ”女性被害者が男性中心社会の「支配的コード」によって流布されるのである。ニュースはジャーナリズムとしての独自の理念を持ちながらも、以上のようにテレビメディア特有の娯楽的機能や権力行使の機能を果たしている。

上述した特徴と機能を持つ女性被害者報道によって報道被害は発生し、メディアに取り上げられる女性被害者に対する人権侵害となる。そして支配的コード付与機能によって「歪んだ」“女性被害者”が社会に流布し、視聴者の知る権利にも影響を及ぼす。ゆえに救済し、ジェンダー・バイアスを是正する必要がある。そのため5章では報道被害の救済について司法や行政、マスメディアの取組みについて取り上げた。訴訟で金銭による損害賠償は有益な救済手段ではあるが、相当な期間と費用がかかる上、精神的負担が大きいことが明らかになった。そこで放送界の第三者機関 BPO の放送人権委員会に注目した。その結果、無料かつ迅速に決定を下していることが明らかとなった。ただしその判断は法にもとづいたものが多いことが特徴であった。

6章では報道被害救済を受け入れる土壌を作り、報道被害を未然に防ぐため社会全体の意識改革やジェンダー・センシティブな報道に必要な取組みについて考察した。ジェンダー・センシティブな女性被害者報道とは、女性を報道の客体とするジェンダー観からの脱却と、ジェンダー・バイアスを含んだニュース内容を排除したニュースである。その対極にある報道が、女性の「性」とプライバシーを結びつけた報道であり、女性被害者に隠れ取り上げられない性的犯罪の男性被害者は、コインの裏表である。ゆえに社会にとって重大かつ深刻な犯罪や事件についてジェンダーに関わらずニュースとして取り上げることができる状態がジェンダー平等な報道といえよう。

以上から、テレビの女性被害者報道が社会問題提起にとどまらず、被害者の回復を応援するようなジェンダー・センシティブな報道への転換には、下記の実践が必要と思われる。第一に記者や制作者たちの意識改革である。意識改革は民放連の放送倫理綱領や自社ガイドラインにジェンダー項目を明記すること、被害者報道に従事するすべての記者／制作者への教育機会の提供が必須である。第二に制作環境の改善だが、制作環境とは①長時間労働や担当したニュースに取材から放送まで関わる働き方の改善、②人材のダイバーシティの促進、③記者・制作者たちの心のケアである。第三に、社会の各セクターによる意識改革や環境整備、ジェンダー・バイアス是正の取り組みや報道被害の防止と被害回復のための支援と理解である。

このように弱者の立場から物事を捉えることができるようになって初めてすべての人にとっての報道の自由が保障されるのであり、その時初めて民主的で平等な社会像が描かれるといえる。そして多様な女性被害者の存在もテレビニュースに反映されるのである。